

デイサービスあじさい 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人讃生会が開設するデイサービス あじさい(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護、介護予防・生活支援サービス事業(以下「指定地域密着通所介護等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定地域密着型通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防・生活支援サービス事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者及び事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 デイサービス あじさい
- ② 所在地 網走市字潮見 157番地 5

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤、生活相談員と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 2名以上(常勤、管理者と兼務)
看護師 1名以上(常勤、非常勤、機能訓練士兼務可)
機能訓練士 1名以上(常勤、非常勤、看護師兼務可)
管理栄養士 1名(常勤兼務)
介護職員 3名以上(常勤、非常勤)
従業者は、指定地域密着型通所介護等の提供に当たる。
- ③ その他
事務職員 1名(非常勤兼務)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時15分から午後5時までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時30分から午後3時45分までとする。
- ④ サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分までとする。
- ⑤

(指定地域密着型通所介護等の利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護等の利用定員は次のとおりとする。

- 1単位 18名(地域密着型)

(指定地域密着型通所介護等の内容及び利用料等)

第7条 指定地域密着型通所介護等の内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

2 前項の他、次に掲げる費用の支払いを利用者から徴収する。(1回につき)

(※印は、消費税込み)

食費(昼食代、おやつ代を含む)	700円
* バスタオル	55円
* フェイスタオル	33円
* おしぼり	22円
* シャンプー・石鹸類	5円

バスタオル・フェイスタオル・おしぼり・シャンプー・石鹸等は希望により持参も可能です。

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、地域密着型通所介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、網走市内とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に主知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針を整備する
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する

2 事業者は指定地域密着型通所介護又は指定通所型サービスの提供中に、従業者又は擁護者(利用者又は家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第13条 事業所は、指定地域密着型通所介護又は指定通所型サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)を行わない。

2 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第14条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(衛生管理)

第15条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護及び指定通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(個人情報の保護)

第17条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(地域との連携等)

第18条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 当事業所の行う地域密着型通所介護等を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護等について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内
- ② 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 讃生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情処理)

第20条 当事業所は、提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 当事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 4 当事業所は、提供したサービスに関し、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 当事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して市町村又は、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第21条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を行う。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

- 平成24年4月1日より一部改正する。
平成26年4月1日より一部改正する。
平成27年8月1日より一部改正する。
平成28年4月1日より一部改正する。
平成29年4月1日より一部改正する。
平成30年4月1日より一部改正する。
令和2年4月1日より一部改正する。
令和3年4月1日より一部改正する。
令和4年12月1日より一部改正する。
令和5年10月1日より一部改正する。
令和6年4月1日より一部改正する。
令和6年6月1日より一部改正する。
令和7年6月1日より一部改正する。
令和7年10月1日より一部改正する。
令和8年1月1日より一部改正する。
令和8年6月1日より一部改正する。
令和8年7月1日より一部改正する。